

相模原市監査委員公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づき、工事監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年11月9日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査

2 監査の実施日程

平成29年5月29日から11月8日まで

3 監査の対象

(1) 対象工事

- ア 市立麻溝小学校A棟校舎改築等工事
- イ 市立麻溝小学校A棟校舎改築等電気設備工事
- ウ 市立麻溝小学校A棟校舎改築等空気調和設備工事
- エ 市立麻溝小学校A棟校舎改築等給排水衛生設備工事

(2) 対象部局

- ア 教育局教育環境部学校施設課
- イ 企画財政局財務部契約課
- ウ 都市建設局技術監理課

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき次の主な着眼点を定め、監査を行った。

(1) 想定されるリスク

- ア 建設工事、契約事務において不適正な手続が行われるリスク
- イ 工期が遅延するリスク
- ウ 不経済な支出が行われるリスク
- エ 施工不良が発生するリスク
- オ 維持管理、施設管理の負担増のリスク
- カ 施設の品質低下のリスク
- キ 工事中に重大な事故が発生するリスク

(2) 主な着眼点

調査項目	主な着眼点
ア 計画	<p>(ア) 諸手続は適正に行われているか。</p> <p>(イ) 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。</p> <p>(ウ) 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。</p>
イ 設計	<p>(ア) 事業目的に適合した設計となっているか。</p> <p>(イ) 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。</p> <p>(ウ) 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。</p> <p>(エ) 工期の設定は適切に行われているか。</p> <p>(オ) 省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等、環境に配慮した設計となっているか。</p> <p>(カ) 障害者等利用者の立場に立った設計となっているか。</p> <p>(キ) 維持管理が容易な設計となっているか。</p>
ウ 積算	<p>(ア) 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。</p> <p>(イ) 歩掛及び単価は適正か。</p> <p>(ウ) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。</p>
エ 契約	<p>(ア) 契約の手続及び時期は適切か。</p> <p>(イ) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p>
オ 施工	<p>(ア) 工事施工計画は適切か。</p> <p>(イ) 設計図書どおり施工されているか。</p> <p>(ウ) 法令等を遵守して施工されているか。</p> <p>(エ) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。</p> <p>(オ) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は的確に整備されているか。</p> <p>(カ) 現場の安全管理は適切に行われているか。</p> <p>(キ) 現場周辺住民等への工事災害防止対策等は適切に行われているか。</p> <p>(ク) 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。</p> <p>(ケ) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。</p> <p>(コ) 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。</p>

5 監査の主な実施手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、平成29年5月29日から11月8日までの間、対象工事の計画、設計、積算、契約及び施工が適正に行われているかについて、監査対象の各課に次の調査を実施した。なお、調査の一部については、技術士の資格を有する者を擁する特定非営利活動法人建設技術監査センター(以下「監査センター」という。)に委託して実施した。

(1) 監査センターによる工事技術調査

計画、設計、積算及び施工に関する調査について、監査センターへ委託して実施し、調査結果報告書を受領した。

ア 書面調査

対象工事に係る計画、設計、積算及び施工に関する次の書面等を確認した。
仕様書、契約書、報告書、各種届出書、設計図書ほか工事関係書類一式

イ 聞き取り調査及び工事現場調査

書面調査を踏まえ、平成29年8月23日に担当者等への聞き取り調査及び主に施工に関する工事現場調査を実施した。

(2) 事務局による調査

ア 書面調査

対象工事に係る契約に関する次の書面等を確認した。
設計図書、入札結果報告書、契約書、支出負担行為書、支出命令書 等

イ 現地調査

監査センターが実施する工事現場調査に同行して実施した。

ウ ヒアリング

監査センター及び事務局による調査を踏まえ、平成29年10月12日に学校施設課、契約課及び技術監理課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

(3) 現場実査

平成29年11月8日に対象工事現場において、工事の施工状況を確認した。

6 対象工事(市立麻溝小学校A棟校舎)の概要

(1) 施工場所

相模原市南区下溝713番1ほか

(2) 構造

鉄筋コンクリート造3階建

(3) 面積

建築面積1,210.16㎡、延床面積2,786.35㎡

(4) 主な施設

1階 給食室、昇降口

2階 普通教室(4室)、多目的室、ランチルーム

3階 普通教室(4室)、理科室、図工室

屋上 屋上広場

各階 エレベーター、階段、トイレ

(5) 契約

対象工事4件の契約合計金額は1,011,960,000円となっている。

ア 市立麻溝小学校A棟校舎改築等工事

受注者 谷津建設・カナコー共同企業体

契約金額 683,100,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 平成28年9月30日から平成30年2月28日まで

イ 市立麻溝小学校A棟校舎改築等電気設備工事

受注者 大野重電土木・佐久間電設共同企業体

契約金額 99,900,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 平成28年10月12日から平成30年2月28日まで

ウ 市立麻溝小学校A棟校舎改築等空気調和設備工事

受注者 長瀬産業株式会社

契約金額 77,760,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 平成28年10月12日から平成30年2月28日まで

エ 市立麻溝小学校A棟校舎改築等給排水衛生設備工事

受注者 小池設備・長瀬産業共同企業体

契約金額 151,200,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 平成28年10月12日から平成30年2月28日まで

7 監査の結果

(1) 注意事項

ア 支出命令書(併合)における決裁について

市立麻溝小学校A棟校舎改築等電気設備工事に係る支出事務について調査したところ、継続費・遞次繰越予算と現年度予算を合わせて執行した前払金3,804万円に係る支出命令書(併合)において、相模原市事務専決規程(平成19年相模原市訓令第8号。以下「事務専決規程」という。)では、3,000万円を超える支出命令は部長の専決事項とされているが、課長が決裁し支出していた。

今後の財務事務の執行に当たっては、事務専決規程を十分に確認し適正に執行するよう注意する。

(2) 市立麻溝小学校A棟校舎改築等工事、市立麻溝小学校A棟校舎改築等電気設備工事、市立麻溝小学校A棟校舎改築等空気調和設備工事及び市立麻溝小学校A棟校舎改築等給排水衛生設備工事におけるその他の計画、設計、積算、契約、施工については、おおむね良好と認められた。

8 意見

(1) 地質調査について

本工事の建築物の基礎設計は、既存の地質調査資料である学校敷地内2箇所及び学校周辺3箇所の調査結果のほか、新たに実施した建築計画地1箇所の地質調査結果を基に行われていた。また、杭基礎の施工時には、支持地盤について、検尺、目視等により地質調査結果から想定した地盤と同様の地盤であることを確認していた。

今回の工事現場周辺は地盤も良く地層の変位も緩やかとされているが、一般的には地下の地質は推測できないほど傾斜や土質の変化が想定される。

建築物の基礎設計をするに当たって、現場の地質の状況を把握することは大変重要であることから、今後とも、個々の現場に応じた地質調査を適切に実施されたい。

(2) 特記仕様書への耐震仕様の記載について

麻溝小学校は避難所として位置付けられた施設であり、電気設備工事、空気調和設備工事及び給排水衛生設備工事に係る設備機器の一部には、耐震仕様の機器が必要となるため、設計図の機器表には機器ごとに必要とされる仕様が記載されている。

今後は、設計図の特記仕様書に耐震仕様の機器一覧を明記するなど、より分かりやすい設計図とされたい。

(3) 換気量計算書の作成について

空気調和設備工事においては、設計図に機器ごとの給排気量が記載されているが、調理室とその他区画の交叉汚染防止のための給排気バランスが一目で分かるよう、今後は、設計時に換気量計算書を作成されたい。

(4) 騒音計算書の作成について

空気調和設備工事において、屋上設置機器は騒音の発生源となるため、第一種住居地域における騒音規制基準を満たす機器が使用されていた。今後は、設計段階で騒音計算書を作成し、隣地境界線での予想騒音値を算出することにより対策立案の根拠とされたい。

(5) 財務会計システムにおける決裁責任者の表示について

今回の監査において、財務会計システムで作成する支出命令書(併合)の決裁区分欄に表示される決裁責任者が、事務専決規程で定められた決裁責任者と相違することが認められた。

今後、このことにより財務事務に誤りが生じないよう、速やかに全庁への周知を行うとともに、同システムの更新時には改善を図られたい。

(6) 工事施工時の安全管理について

工事の施工に当たっては、今後も適切な工程管理を実施するとともに、安全管理に十分注意を払われたい。また、工事現場は小学校の敷地内であり、児童等の安全にも十分に配慮されたい。